

審査室の処分決定に対する不服申立に関する規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本学生野球憲章(以下「憲章」という。)第 31 条第 1 項に定める審査室が行った処分決定に対する不服申立について、その手続を定めることを目的とする。

(手続における通信手段)

第 2 条 この規則の定めにしたがい書面の提出を必要とする場合には、書面に代えて、ファックス、電子メール等の通信手段によることができる。この場合、日本学生野球協会事務局は、当該当事者に対して、必要に応じて同一内容の書面の提出を求めることができる。

(規則の解釈)

第 3 条 この規則の解釈につき疑義が生じたときは、日本学生野球協会の解釈に従うものとする。

(代理および補佐)

第 4 条 当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理または補佐をさせることができる。

2 日本学生野球協会は、正当な理由があるときは、不適切な代理人または補佐人による代理または補佐を認めないことができる。

3 前項の審査室の判断に対する独立した不服申立はできない。

(事務)

第 5 条 この規則による審査に関する事務は、日本学生野球協会事務局が行う。

(免責)

第 6 条 日本学生野球協会の役員、審査員および事務局員は、故意または重過失による場合を除き、注意・処分などの手続に関する作為または不作為について、何人に対しても責任を負わない。

第2章 不服申立に関する審査・決定

(不服申立ができる者)

第7条 不服申立をすることができる者(以下「申立人」という。)は、審査室により処分決定を受けた者とする。

(決定に関する不服申立)

第8条 審査室の処分決定により不利益を受け、憲章第31条第1項に基づき当該決定に対して不服申立をする場合には、申立人は、理由を付して、審査室に不服申立書を提出しなければならない。

2 不服申立は、申立人が審査室の処分決定の通告を受けた日から6か月以内に行わなければならない。

(処分決定に対する不服申立の審査)

第9条 処分決定に対する不服申立の審査は、日本学生野球協会が定める処分に関する規則を準用する。ただし、処分に関する規則第6条第3項および第4項ならびに第16条第2項は除くものとする。

(不服申立に対する決定の通知・通告)

第10条 不服申立に対する決定について、審査室は、処分に関する規則第14条および第15条に準じて、通知・通告する。

第3章 日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立

(日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立)

第11条 この規則に基づき審査室が下した不服申立に対する決定に対して不服ある場合には、申立人は、日本スポーツ仲裁機構に仲裁の申立ができる。

2 日本スポーツ仲裁機構における仲裁申立については、スポーツ仲裁規則に従う。

第4章 本規則の改正手続

(本規則の改正手続)

第 12 条 本規則を改正するには、あらかじめ、審査室の意見を求めなければならない。

附則

(施行日)

第 13 条 本規則は平成 29(2017)年 2 月 27 日から施行する。

以上